

平成24年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月25日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	9月25日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	14番	大原龍彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室	室長	伊藤 芳樹	政策推進課長	山本 章人
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安心安全課長	岡村 智彦
	民生部	部長	齋藤 仁	次長兼 保険医療課長	犬飼 博初
		次長兼 環境課長	上田 実	次長兼 高齢介護課長	佐藤 一夫
		住民課長	村上 勝芳	健康推進課長	能島 頼子
		子育て 推進課長	鈴木 利彦		
	産業建設部	部長	水野 久夫	次長兼 土木農政課長	西川 和彦
		まちづくり 推進課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	橋本 浩之		
	上下水道部	次長	絹川 靖夫	下水道課長	加藤 和己
		水道課長	伊藤 満		
	消防本部	消防長	鈴木 卓夫	次長兼 消防署長	大橋 清
	教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 智久
	委員長 及び委員	監査委員	平野 正雄		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 務 会 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第56号 蟹江町長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第57号 平成24年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第48号 表彰について
- 日程第4 議案第49号 蟹江町防災会議条例及び蟹江町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第5 議案第50号 平成24年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第51号 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第52号 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第53号 平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第54号 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第55号 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 認定第1号 平成23年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第2号 平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第3号 平成23年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第4号 平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第5号 平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第6号 平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第7号 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第8号 平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第9号 平成23年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第20 発議第3号 原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書の提出について
- 日程第21 発議第4号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第22 発議第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第23 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第24 議案第56号 蟹江町長等の給料の特例に関する条例の制定について

追加日程第25 議案第57号 平成24年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）

○議長 中村英子君

皆さんおはようございます。定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成24年第3回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いします。

お手元に、発議第3号から発議第5号までの意見書提出議案、総務民生、防災建設の各常任委員会審査報告書、議案第50号の請求資料、一般会計決算審査土木費における請求資料、「平成24年第1回・第2回臨時会、第2回定例会の会議録の写し」、「蟹江町教育委員会点検・評価報告書」が配付してありますので、お目通しをお願いします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで本会議を一たん休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 菊地久君、お願いいたします。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前 9時05分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時18分)

○議長 中村英子君

ここで、ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

それでは、先ほど開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

最初に行政報告についてであります。

横江町長、河瀬副町長より「蟹江町ごみ袋購入問題に関する調査報告」の申し出がありましたので報告を行います。

次に、追加議案の取り扱いについてであります。

1番目、「蟹江町長等の給料の特例に関する条例の制定について」、2番目、「平成24年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」であります。

以上、2件については、冒頭に提案し、精読の後、追加日程により審議採決を行います。

最後に、その他であります。

本日、11時30分より体育館の内覧会がありますので、よろしく願いいたします。

以上、報告いたします。

(9番議員降壇)

○議長 中村英子君

どうもありがとうございました。

ここで、横江町長、河瀬副町長から、行政報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○町長 横江淳一君

議長のお許しをいただきましたので、ごみ袋問題調査結果を報告するに当たり、私から一言申し上げます。

平成24年4月26日の佐藤化学工業破産手続の発覚に端を発し、購入済みごみ袋が未回収であるという事件が判明いたしました。

平成24年5月11日臨時議会において、事件の概要について行政報告を行い、6月8日に副町長をトップとする調査委員会を立ち上げ、事件の起こった原因を徹底的に洗い出すと同時に、二度とこのようなことが起こらない万全な対策について検討してまいりました。

議員各位には、お手元に調査報告書をお配りさせていただきました。詳細については、後ほど副町長からご説明申し上げますが、改めまして、このような事件が起きてしまった事実を蟹江町最高責任者として深く反省するとともに、町民の皆様、議員各位に心からおわび申し上げます次第です。

本日、みずからの責任を明らかにするため、私及び副町長の給料を減額する特例条例を追加提案させていただき所存です。

私は、今回のこのことを肝に銘じ、町民の皆様にご信頼いただける町政、安心して暮らしていただける環境行政初め、町政全般に全力を挙げる所存でございます。

議員各位におかれましても、何とぞご理解賜り、引き続き町政運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

○副町長 河瀬広幸君

議長のお許しをいただきましたので、ごみ袋購入問題について調査委員会の調査結果をご報告申し上げます。

事前に配付させていただきました調査報告書に基づきご報告申し上げます。

まず、1ページ目の第1 事件の発覚でございます。

年度当初のごみ袋の契約については、ごみ袋の購入単価低廉化を図るため、海部地区環境事務組合の構成市町村で一括入札を行い、その単価に基づいて各市町村がそれぞれ契約、発注をしています。製品の納入方法として、年度当初にはある程度の在庫数を必要とすること、また年間のごみ袋使用数が膨大となり役場倉庫では一括保管できないことなどの理由によって業者倉庫に一時保管し、必要枚数を役場へ搬入させる方式をとっていました。

そんな状況の中、本年4月26日に佐藤化学工業が破産申し立ての準備に入った旨の情報を得て、直ちに一時保管分のごみ袋の搬出作業を開始しましたが、可燃ごみ袋（大）14万6,200枚、不燃ごみ袋5万1,000枚、金額にして約249万円相当分が未回収となりました。債

権を確保するために、6月26日付で未回収分の金額を債権とする債権届けを名古屋地方裁判所へ提出しております。また、皆様既にご承知のとおり、組合を構成する市町村のうち、蟹江町以外にも弥富市初め3団体において同様の事象が発生していることが新聞で報道をされています。

次に、2ページ目の調査委員会の設置及び調査結果内容とその方法でございます。

第2 調査委員会の設置でございますが、町長の命を受け、6月8日に調査委員会を設置し、直ちに調査へ着手をいたしました。調査の主眼としては、損失発生に至る経過と原因の究明、そして損失発生の責任の所在を明確にするとの観点において調査をいたしました。

次に、第3の調査内容及び方法でございます。

調査期間として文書保存年限に基づき平成19年度から23年度までの5年間とし、ごみ袋購入に係る会計書類を調査いたしました。また、あわせて調査対象期間にごみ袋に関する事務に関与した職員の聞き取り調査も実施しております。

なお、今回の調査に当たっては、町の顧問弁護士と随時、法的な見解を協議しながら厳正に実施をいたしました。

次に、3ページから5ページ目までの調査結果でございます。

調査の結果、判明したことは、役場倉庫に保管できる数量が限定されていることから、作成されたごみ袋が役場倉庫の空き状況によって業者倉庫に一時保管され、職員の指示で必要の都度、役場倉庫に搬入させていた実態が明らかになっております。納品の確認方法及び代金の支払いについては、発注数量のうち、役場倉庫搬入分は現物で確認し、佐藤化学の一時保管分については、佐藤化学担当者と町担当者が管理する在庫数量管理表を口頭で確認した上、支払いを行っていました。また、年に数度、佐藤化学工業の倉庫に赴き、コンピューターで一時管理数量の確認を行っていたとのことでございます。

この確認方法及び支払いが適正であったかが調査の焦点でございます。地方自治法では、契約の履行を確保するために自治法第234条の2で必要な監督及び検査をしなければならないとの規定が、また、施行令第167条の15第2項ではその調査の方法について記載がされております。このことについては、調査報告書の5ページに参考に地方自治法の関係条文を記載させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

納品確認、検査に当たる部分については、役場搬入分は現物でもって確認し、佐藤化学工業の一時保管分はコンピューターで一時保管数量の確認を行っていたという実態が判明しております。このことは、役場倉庫の保管総数が限られていたために、一時保管をせざるを得ないというやむを得ない側面はあったものの、納品場所を役場以外の佐藤化学倉庫としたことは、契約書上の納品場所と異なる扱いであり、地方自治法第234条の2及び施行令第167条の15に規定する必要な検査としての完了検査調書は作成されてはいるものの、認識が非常に甘かったと言わざるを得ないとの結論になりました。



次に、職員の責任及び処分でございます。

報告書の6ページの第5 職員の処分に記載をさせていただきました。行われてきたことが長年の慣行ではあるものの、多少の疑義があっても許されるのではないかといった甘い認識から生じたものであり、その結果、未回収のごみ袋が発生したものであります。しかし、その一方、ごみ袋の購入を円滑に遂行する上でやむを得ない側面があったこともまた否めない事実であります。

こういった状況の中、今回の事件に係る職員の責任について、町顧問弁護士の見解を求めました。同じく報告書の6ページに記載してございますが、弁護士の法的見解は、職員が公金及び物品を搾取したのではなく、事件に至った経緯も職員に故意又は重大な過失があったとまでは言えないことから、地方自治法第243条の2に規定する職員の賠償責任、職員が故意又は重大な過失によって生じた損害は、これによって生じた損害を賠償しなければならない規定に該当する案件には当たらないとの見解でございました。

以上の結果を踏まえまして、調査委員会としましては、職員の賠償手続をしていない他団体の類似案件、これは愛知県が平成21年2月に発表いたしました不適正な経理処理に関する全庁調査報告書を参考に処分内容について答申をさせていただきました。報告書の8ページに内容が記載してございます。

その内容につきましては、町長について、町を統括する立場としてその責任を重く受けとめ、みずから給料減額を行う。減ずる額として、給料月額10分の1を3月、私、副町長につきましては町長を補佐する職務であることから、その責任を重く受けとめ、給料月額10分の1を1月、そして職員については、弁護士の見解も踏まえ、職員に明らかに違法行為、故意又は重大な過失があったとは言えないことから、平成19年度から平成23年度までの民生部長及び民生部次長——ただし環境担当現職のみでございますが——環境課長を直接監督する立場であることから、その責任において口頭訓戒とする、また、平成19年度から平成23年度までの環境課長、これもまた現職のみでございますが、納品確認、検査調書の検査員であり、環境課を統括する管理職として物品を管理する責任があり、その責任において文書訓戒とする。なお、平成19年度から平成23年度までの環境課担当職員については、実務担当者としての責任において所属長厳重注意とすることといたしました。

最後に、重要なことでございます、監査委員さんの月間審査意見書にも記載された再発防止策についてであります。報告書10ページに記載をさせていただきました。

まずは、職員の意識改革、これはコンプライアンスの徹底でございますが、そのためには契約行為などの財務会計処理について、職員研修をさらに充実させ、二度とこのような事件を起こさない執行体制を整えることを基本といたしました。

あと、物理的な改革としましては、1番目に、ごみ袋購入量の多いときに6カ月程度分が保管できる倉庫を新たに確保し、業者から納品されたごみ袋はすべて町が直接管理すること

とし、絶対に業者に一時保管させないことといたしました。これにつきましては、既に新年度から新たに役場内や他施設の倉庫を確保して既に実施をいたしております。

2番目、環境課職員以外の在庫管理及び確認であります。再発を防止するためには、複数の職員が確認する必要があると考え、半年に一度、総務課長がごみ袋の発注数、払い出し数及び在庫数の実態を確認し、再発防止を図ることといたしました。

3点目、適正な予算管理及び契約方法の見直しでございます。過剰な在庫を生じさせないように適正な予算管理を行うとともに、必要に応じて発注数の変更ができるよう業者との契約内容を改める。

以上のことを念頭に、このような事件が二度と起きないよう再発防止に努めてまいります。

最後に、このたびの事件に関しまして、町民の皆さんはもとより議員各位には大変ご心配かけたことは心からおわびを申し上げます。

調査報告書でございますように、反省すべきは反省し、再発防止に全力を挙げて取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、蟹江町ごみ袋購入問題に関する調査報告とさせていただきます。

○議長 中村英子君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 中村英子君

日程第1 議案第56号「蟹江町長等の給料の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長 横江淳一君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

今回のごみ袋の問題につきましては、3市1町、各自治体が同じような形で一定の町民に対しての損害と管理監督責任が問われたわけでありますけれども、そのうちの第1点でありますきょうの提案は、トップがみずから監督責任を明らかにして、こういうことが起きたときは我々が責任をとりましょう、しかし日常の管理監督はそれぞれの立場でおる職員も自分がミスをおさないようにきちんとしなければいけないし、当然上司はそれにまつわって一生懸命やりなさいよと、やらなかったらこういう結果はトップの責任になるよと。だからトップからの監督責任、あわせて各上司の責任、こういうことは、これを契機にいかにかこの庁内の中できちんといま一度、全部・課職員が反省をするのか、自分の置かれた立場をどう認

識するのか、非常に大事な結果ではないかというように思いますが、その点について、町長が思い切って、金額は高いとか安いとか責任範囲がどうだということではなしに、出されてきたということは非常に私はよかったのではないかと思います、それと第1点、それは責任問題、その次は賠償問題がついて回るわけでありませけれども、賠償問題とこれとは切り離されて、あくまでも責任に対するみずからの言及をきちんと明確にしたと。

しかし、賠償問題については、どのような方向になるかわかりませけれども、管財人さんとの間で、もう本当に破産宣告でパーで一銭もないと、例えば損害かけた200何万の金は戻らないと、そのときには賠償責任は職員にはないよと、払わなくてもいいよと、確かにそういうことになってはおりますけれども、では、町長初め責任者も、だからといってそのままおれるのかどうなのかな。これは次の問題でありますけれども、当然これ決算にもかかわってくる問題でありまして、今回の決算の中で、現物が無いのに支払いが済まされておるといふ点について、決算内容はどうかと、やっぱり疑問に感じるわけでありませ、きょうの出されましたその自分みずからの処分については処分を出された。しかし損害を——まだ損害ということはきちんとしておりませませんが、どこかの時点でそういう損害なのか、全額戻ってくるか全然わかりませけれども——それとは切り離してきょうの提案だと、こういうように理解をしたいと思ひませが、そういうことなんですか。再確認も含めましてお尋ねをしておきたいと思ひませ。

○副町長 河瀬広幸君

今回の給料の減額条例を含めました責任のとり方と賠償問題についての考えでござひませ。

これは、今おっしゃいましたように債権額が今は手続中でござひませるので確定はしておりませ。町といたしましても、今回は弁護士見解でいきますと243条の2に規定する職員の賠償責任に該当する案件には当たらないものと判断してござひませが、等々の問題もござひませるので、また、債権額が確定する段階におきまして、また改めて私ども内部と調整をしながら議員の皆さんとご相談させていただくというように考えてござひませるので、よろしくお願ひいたします。

○議長 中村英子君

よろしいでしょうか。

他に質疑はござひませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第56号は、精読にしたいと思ひませ。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めませ。したがって、議案第56号は精読とされませ。

○議長 中村英子君

日程第2 議案第57号「平成24年度一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

この件について、追加資料という形できょう、説明が出ておりますので、もう少しこの説明の中身について、ちょっともう少し足しておいていただきたいと思ったんですが、まず、斜線を引いたところには、これは全部が空地なのかどうなのかが第1点。そして、ここをお借りしたときに自転車は何台とめることができるのか。そのことによって、この計算をしていったときに1台あたりはどのぐらいの借地料という計算ができるのかという数字がこれだとできないわけですね。そのことについて、数字上のことをまず1点お尋ねをいたしたい。

2つ目は、契約の相手方は近鉄さんですね。近鉄さんとお話しをしたその経緯というのが全然報告がございませんので、ここを借りるに当たってはどのような背景とどのような形であって近鉄さんとお話しをして借りるようになったのか。やっぱりそういう前段があったのではないか。最初、町の町営の自転車置き場を廃止をして、業者にすべて丸投げで委託をして、土地をただで貸して、管理運営を全部業者でやらせると。この数字的な金額をずっとやっていて、高いとか安いとか契約がそれはおかしいだという話はまた別の機会にいたしますが、当面、いずれにしても契約して進んでおりますので、今の利用者の皆さん方が10月1日からほうり出されると、とめるところがなくなると。じゃ、その受け皿として蟹江の中学校のところへ持っていけというのが第1回目の考え方であったわけです。果たしてそれでいいのという、そういう意見の中で、利用者の利便性を図るためにはどうしたらいいか。ヨシヅヤさんの駐車場はどうか、近鉄さんのこの北側はどうかという意見等があったり、また、皆さんも努力をされて、特にヨシヅヤさんの駐車場は折り合いが合わなかったと、賃貸料が合わなかったということ。しかし、今回は近鉄さんとは賃貸料が合ったということ。開きはどれだけどうだったのかよくわかりませんが、それらの前段というのをもっと親切丁寧に補正予算組んで出されたときに言うべきことなのよね。それがいつも私は、あんたたちは非常にたるんどると思うの。これだけ重要な事案ですよ。今まであって無料でとめてあった駐輪場が有料になる。しかし、整備はされますので、いろいろこれも資料に出ていますよね、どんな問題があったんですかといったら、利用者側のいろんな意見等が出された、あの文章で。きょう書いて出ています。ああいう問題があったからということだろうと思いますね。したがって、町はこういう形でという前段の中で、今回少しでも利用者には不便をかけないよ

うに何とかしなきゃいかんという努力をしたと。努力の結果、近鉄さんもそのことに理解をして、本来ならばただで使ってちょうと言うかと思ったら、銭ちょうだいのものね。銭が高いか安いかは別にして。そういうことをどうであったのかなという経過ですね。近鉄さんとの交渉はどうでしたと。そして、金額的にはこうです、1年間はお借りすることはできます、そして何台は置けますとか、その辺のことをちょっともう少し細かく、せっかく資料を出されておるものですから、わかりやすく報告を説明をしていただきたい。

まず大ざっぱに、私は長くしゃべっちゃうもので、いつも何言っているかわからんとあんたたちいつも思っておるか知りませんが、要はみんながわかりやすいことを、聞きたいことを言ってくれということ。そういうことで議長、よろしくお願いします。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

まず、菊地議員の1問目の質問ですけれども、空地になっているかいうことは、今現在は空地になっています。現況は更地のままでございます。それで収容台数はおおむね1,100台を予定しています。

それで、経緯としましては、5月下旬に近鉄の四日市保線区へ行きまして、更地になった状態を確認して、出向いて、何とか更地の状態であるので仮設の自転車駐車場として貸してくれないかという申し出をしました。それが経緯でございます。

それでヨシヅヤには、菊地議員が言われたようにことしの初めごろヨシヅヤさんに駐車場の半分ぐらい、北の3分の1ぐらい貸してくれといたら、もう全然借りの折り合いが合わなくて、それについてはやめた経緯がございます。

以上です。

(発言する声あり)

それで5月下旬にきまして、それからお金等の交渉になりまして、それから近鉄蟹江駅と町の借り入れの金額を双方が出し合って、それで金額の折り合いがついたのが今月の初めごろでございます。そのときに、今、この出しました171万円、これは半年分ですけれども、契約は来年の9月ごろまで予定して1年間借りたいという申し出をしたら、向こうから、じゃ、それでいいという返事が来まして、今回の補正を上げさせていただきました。

以上です。

○9番 菊地 久君

9月の協議会のときも余りぱっとした返事はなかったわけですが、いずれにしてもいい場所を借りられて1,100台、そうしますと今度は工事がいつからかかって、その人たちはもう、本当10月1日から今のところはもう閉鎖だよと、使えんのかということ、そうではないでしょう。だから、工事に実際にかかって、全員が向こうへ行けるまでの間というのは実際いつごろなのか。

そして、ただの更地をそのまま勝手にというわけにはいきませんので、相手にもおっしや

と思いますが、一定の措置もこれ、多分せないかんですわ。ただ線を引くのか、ロープをやるのか、さくを立てさせてもらうのか、やらんと、1,000台近い自転車が置こうと思ったらまた本当に大変だよ。わかる。想像してみよう、一遍。10台、20台の話じゃないんだよ。わかるでしょう。

だから、この土地は借りることに成功したと。よう頑張ったなはいいですわ。値段が高いか安いかは私はよく、素人なものでわかりませんが、プロに聞いたら、おう、安く借りられたなとおっしゃるもので、よう頑張ったなと思う。思うけれども、それは今の町営のところ、あるところを、今、発注をされてどこまで進んだかわかりませんよ。骨組みや何かはもう工場で作るものですから、あとはあそこへそれをやる基礎工事をずっとかからない、それ邪魔だから、いつから皆さんはとめちやいかんよと、10月1日からという指示はしておるとと思いますが、そうしたら10月1日から、これ全部閉鎖して入れなせないかんわけね。それで持ち主のわからんオートバイだとか何かも全部ほうり出さないかんし、自転車も要らんやつは全部出さないかんでしょう。それは10月1日からは閉鎖だということがどうか。

そうしたら、直ちに閉鎖しますけれども、10月1日からはここで使えますと、予算がえらいこときょう決まってすぐなら大変だと思うが、青写真でそういうことなら、例えば10月1日から皆持っていったときにどうやるのと。必ずそれについて、さくをするなり何かするなり、誘導するなり、そういうことで大混乱が起きるの。朝から夜かけて、昼間の人最初は今3時間だけれども、そうではいかんので、シルバーの人に当分の間、なれるまではずっとおつてくれたとか、夜もおつてくれたとか、そういう対策なども引つくるめて言ってもらわないかんわけよ。そうでしょう。そう思わん。

だから、一遍もう一度聞くけれども、いつからここへ皆さんを、今使っておる人たちをいつからここへ出すの。まずそれ。そして、その対策はどうするの。このことについて、もう一度お尋ねをしたいと思います。

○産業建設部長 水野久夫君

前にお示しをしておりますスケジュールでいきますと、10月ぐらいから仮設のほうの使用というようになっておりましたが、これはあくまで給食センターの場合を想定したスケジュールでございまして、今回新たに近鉄の用地をお借りすることができました。全体的なスケジュール的には当初お示しをしたものから1月ほどは既にもうおくれた状態であります。

今の菊地議員のご質問でございますが、新しく予定をしたこの近鉄の敷地の仮置き場、いつぐらいから使えるかということでございますが、今後の工事のスケジュールといたしましては、まずは新しい仮設置き場、駅の北側の今回の場所ですけれども、そちらのほうの整備をしなければなりません。これに恐らく1月ぐらいはかかると思います。ですから、近鉄さんとの借地は10月から始まりますが、10月から始まった借地の中で、そこの仮設のまずは工事をしなければなりません。

仮設の整備の状況なんです、ラインとかを引くわけではございませんが、ただ、10台、20台をスパンとした転倒防止のさくを予定しております。それから、周りに駐車場があったり民家がございます。それから、南側部分が駅舎の線路にもうすぐ近接しておりますので、フェンスを張って、そこで事故が発生しないような状況も近鉄さんのほうからのそのご指摘もございますので、そういったもろもろの工事をしなければなりません。それに1月か1月半ぐらいかかると思いますので、新しいほう、仮設のほうを使っていたのは11月の半ばぐらいからになるのかなというふうに思っております。

その間は、従来の駐輪場、今あります駐輪場を使っていたいておりますので、今のその駐輪場のほうにも、いつぐらいから場所がこちらに変わりますというようなアナウンスも利用者の方にはさせていただいて、トラブルのないように対応したいと思います。

ただ、場所が変わった当初は、皆さんどうしても戸惑われたり、それから3号線といましてシバタタクシーさんとの道がございますが、あれがそんなに広い道路じゃございません。そのあたりの通行もかなりふえると思いますので、そういった意味では現行で整備をしておりますシルバーの方をそちらのほうに配置、もちろんして、なおかつ道路上のそういった問題にも対応ができるような対策をしなければならないと思います。

以上であります。

○9番 菊地 久君

そういうことを質問をされる前に言えというの。そうすると、この予算は、借上料だけの予算でしょう。そうするとほかに手持ちの金があるから、あなたたちは、そのフェンスの金も自分たちのどこかの金でやれるんだねとか思うがね。幾らかかるか知らんよ。だから、この予算書を見ても、借料するだけの金じゃないですか。なぜついでに、一定の計画があるならば工事費、10万か20万か30万か知らんけれども必ずかかるわ、ただじゃないんですよ。そうすると、シルバーとの契約というのは、その次出しゃいいですよ、今の考えだと、これ行っておる3人分の計算ではいかんと思うもんですから、当然その間ふやさにはやらんときが必ず来る。予算が要るの。

物事というのは、何かを事を起こし、やれば、これは大混乱が起きないように、今まであった駐輪場が変わるんだから、今までとめておるところが場所が変わるんだから、今まで利用しておる人たちがどういう思いになるのか、そして変わったときには混乱起きんようにどうするのか、そういうことが大事じゃないの。

だから、今、質問をしてから答える、質問されれば答えるというような、そんなやり方いかんよ。提案するとき、きちんともう、質問が言われんだってきちんと説明しなさいよ。そうするときちんと今の駐輪場問題も真剣に考えて、利用者のことを考え地域の皆さん方のことも考えて、町は真剣に取り組んでおるなというふうに印象が伝わってくるの。ところが、今のようなそんな答弁やら考え方だったら、結局町は面倒くさい、あの駐輪場でごたごた言

われるのはどうもならんで、町の土地をぼんとただで貸してあげて、25年間、あとは運営管理、全部そこでやらせりゃええと、そうしたらとめる人は2,000円、1,500円、町関係ないと。業者が取るだけだからね。そういう考え方がやっぱりあるから、こういうことについての真剣味がないの、真剣味が。もっと真剣になって我々やら、そして今言ったようなことを我々が町民に言わないかん、言えるようにしてほしいわけ。何だこんなものは。町長、いい加減なものじゃないか。こういうことになるんだよ。わかる。町長、減給ばっかやっておいたら、給料なくなっちゃうぞ、本当に。

そういう意味で、きちんと町は対応していますと、こうしています、いかがですかと。それで我々が質問したとき、おお、頑張ってくれておるねと、これならいろんな問題があるけれども理解できるなということになるの。

どうなの。ただ口頭で言うだけで、本当にわかりやすく、議会なもので、もう一度、きょうはここで精読だから、一番最後にやるで、もう一度そのときにきちんと、具体的にどう考えてどうやらさせてもらいますと、原案つくったやつがあるならば、さくはこうしましょうと、こうやって大体、20台なら20台のブロックを置けるようにしましょう、入り口はこうですと、あるいは東から来る人、それから西から来る人、そうすると西から来る人は本町の一方通行来る人、それから西の一番街の商店街から来る人はあの横断歩道を渡っていかんやならん。それから、もう一本は三重銀行の後ろから細い道がある。そういう来る通路もあるのよ、ちゃんと。そういうこともきちんと書いて、どういう人間が……、1,000台の人だよ、来るの。想像してごらん、自転車。朝の大混雑ぶり、頭で描いてごらんよ、一遍。

そのことについて、もう一度、今度の、これ精読ですので、我々、私も精読しておきますけれども、この後の議案のときにもう一度説明のできるやつを、書類を、または説明のきちんともう一度できるようにやっておいてください。いいですね。

質問は一応終わります。

○議長 中村英子君

水野産業建設部長、よろしいですか。後でいいですが、資料的に、関係の仮設の費用だとかそういうことの、後でいいですけどもお願いします。

他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第57号は精読とされました。



○議長 中村英子君

日程第3 議案第48号「表彰について」を議題といたします。

本案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○総務民生常任委員長 松本正美君

それでは、総務民生常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る9月7日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

付託案件であります、議案第48号「表彰について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、文化勲章は年金がつくが今回の表彰は金銭授受はないのか、また、職員については退職金に反映されるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、表彰に対する金銭授受は一切ない、また、退職金についても反映されないという内容の答弁がありました。

次に、池沼、用悪水路、原野などの寄附があるが、町のメリットはあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、佐屋川は遊水機能を有しており、河川内の土地の名義が蟹江町になれば管理がしやすくなるという内容の答弁がありました。

次に、資料8番の寄附について、歴史的な年代は、また、歴史的価値のあるものなら歴史民俗資料館で展示するべきではないかという内容の質疑がありました。

これに対して、未調査のものがあるが、時代的には江戸時代である。また、展示については今年度2月に開催予定しているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第48号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(1番議員降壇)

○議長 中村英子君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第4 議案第49号「蟹江町防災会議条例及び蟹江町災害対策本部条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○防災建設常任委員長 奥田信宏君

防災建設常任委員会の結果報告をさせていただきます。

防災建設常任委員会に付託をされました1案件につきまして、去る9月7日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

付託案件であります議案第49号「蟹江町防災会議条例及び蟹江町災害対策本部条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、防災会議の委員は町長が人選しているのか、また、防災会議のメンバーを教えてほしいという内容の質疑がありました。

これに対し、防災会議の委員は、自主防災組織を構成する者、学識経験者のうちから町長が任命をする。また、蟹江町防災会議委員は14名、会長は町長、委員は、議会議長、水防議員、蟹江警察署長、消防団長、蟹江町医師会代表、蟹江町歯科医師会代表、NTT西日本名古屋支店尾張設備サービスセンター所長、郵便事業株式会社蟹江支店長、中部電力株式会社港営業所長、中日本道路株式会社名古屋支社桑名保安サービスセンター所長、愛知県海部事務所長、土地改良区理事長で構成されている内容の答弁がありました。

次に、防災会議の委員は若干名ということは、15名からある程度ふやすということかという内容の質疑がありました。

これに対して、蟹江町防災会議条例の中で会長及び15人以内となっており、現在は会長合わせて14名である。一部改正の中で学識経験者を1人ふやしたいという内容の答弁がありました。

次に、NTT名古屋支店長とか中部電力港営業所長は、他の市町村と重なる場合が出てくるのではないかという内容の質疑がありました。

これに対し、各市町村それぞれの防災会議の日程があり、調整をした上で代理の方が見えるケースもあるという内容の答弁がありました。

次に、津波に対する一時避難所として高速道路をお借りできないかという内容の質疑がありました。

これに対して、津波に対する対応策として、高速道路を一時避難所として利用できるような要望を出してある。また、のり面部分の使用については口頭では了承を得ているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第49号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告させていただきます。

(12番議員降壇)

○議長 中村英子君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第5 議案第50号「平成24年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

13ページ、緊急雇用創出事業であります。この質問のときに課長のほうから、るる口頭説明がございましたけれども、口頭説明、よう聞いとったけれども、よくわからんわけでした、これは本当に重要な事項であって、一体中身はどうなのかということで、課長にもう少しわかりやすい説明の資料だとか見積書だとか出してもらったほうがいいのではないかと、うように思いまして、あのときも申し上げた後も後ほど申し上げたところ、きょう資料とし

て、請求資料として立派なものが出ておるわけね。立派なこれだけのものをあるのに、私の思うのはなぜ議会のときに出さんかということを感じるわけ。宝の持ち腐れではいかんわけ。

これだけ一生懸命頑張っておるわけでしょう、担当者、理解してわかっておるわけ。わかっておることをなぜ議会の中で、こういう内容ですよと、こういうものですよと、わかっていたらいいと、きょうの資料を見ると非常にわかりやすいんですよ。地図までつけて、どこへ何カ所おやりになるんですかという質問に対して、これ見るとわかるんですよ。

そして、これをおやりになる人はどうなんですか、新規雇用だとか、ここ書いてありますよ、事業主のほうだと思えますが、町のほうがどこまで委託をしてやられるか、ほとんど向こうの業者に委託されて工事にかかっていると思えますけれども、今、大事な事業として防災対策というのは必ず出ておるわけですよ。標高というのは、ここが何メートルだよと電柱のところにメーターが張られると、6メートル、この案は6メートルと書いてありますが、そうすると大体わかるわけですね。

そうすると、ここは6メートルか、わしのところは地下だと、こうなるところかもわかりませんが、役場でも、門のいったときにわかるんですよ。役場はここは何メートルですねと。この学戸小学校はどうだ。全町見ていくと、どこが高くどこが低いとかということは大方わかるの。

そういうような意味で、こんなに立派な資料が出ておりますので、その資料に基づいて全部質問をすればいいが、時間を食いますので、ポイントだけについて、どうしてもここで資料で説明を担当者が質問、私がするんでなしに担当者としてこの資料せっかく出ておるものですから、ポイントだけでもいいで説明をしていただきたいと、こう思いますので、お願いできませんでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

ご説明申し上げます。

まず、今回の震災等緊急雇用対応事業ということで、お手元に資料のほう配付させていただきました。

ポイントでございますが、今回はまず、標高地の計測の關係を行います。あとデータの取りまとめ、それと写真等、参考にイメージのものをつけてありますが、こちらのほうが標高サインのシールということで、このように電柱等に設置を考えております。

この中身でございますけれども、まず、測量装置を載せた自動車を走らせることによって標高の計測を行います。まず、町の施設で看板が41枚、それから町道に面する電柱等へのステッカーを150枚というように設置のほうを想定しております。

業務内容につきましては、入札等を行います。民間企業に入札を行いまして、10月から25年3月の期間ということで委託事業といたします。こちらのほう、3人の事業、標高サイン

の計測ということで、実数は3人、1人当たりの雇用期間は3カ月。要件としましては、この緊急雇用の要件としては雇用期間が2カ月以上で1カ月の雇用日数は15日以上、1日の勤務時間は6時間以上というような条件がございますので、そちらのほうに該当するように行う予定でございます。

今回の補正予算につきまして、委託事業経費としましては、2ページ目にお示しをしてあります事業費の積算ということで659万7,000円でございます。こちらの人件費につきましても、全労働者の5人のうち新規雇用者を3人という計画でございます。

新規雇用の人件費につきましては、当然緊急雇用の事業でございますので50%以上ということで計算がしてございます。

市のものとして、ライトバンの借り上げ、損料です。あとレーザー測量車、それからパーソナルコンピューターのレンタル、ステッカーが150枚、こちらを作成をして購入をする。取りつけ看板につきましても41枚ということでございます。

あとは、また本業務の目的等、手法とか、資料のほうお目通しをしていただきたいと思いますし、5ページ目の海拔の表示シートの設置イメージというものは、ほかの市町でも設置がしてあるところをごらんになっていると思いますので、このようなイメージで行いたいと思います。

6ページ、7ページにつきましては、愛知県内におけるの海拔表示のシートの仕様の一応標準の仕様書が決まっております。形状につきましては、縦が30、色は青色、表示内容としては地盤高がマイナス幾つですというような格好になります。電柱等に張るものにつきましても、先ほどの写真のイメージということで、1.5メートル、大体1.2から1.5メートルの間ということで、電柱のほう、許可いただいておりますので、そちらのほうに張るという計算で行いたいと思います。

一番最後にお示ししてありますのが標高サインの配置図ですが、こちらイメージでございますので、ざっとそのような格好で行いたいというように思っておりますので、このような格好で緊急雇用のほうを行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 中村英子君

質疑はありますでしょうか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第6 議案第51号「平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第7 議案第52号「平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第8 議案第53号「平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算

(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第9 議案第54号「平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第10 議案第55号「平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時27分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 中村英子君

お手元に補正予算関連資料といたしまして先ほど菊地議員よりご質問ありました近鉄の敷地につくります駐輪場の仮設場の資料が配付をされておりますので、お目通しをお願いします。

○議長 中村英子君

日程第11 認定第1号「平成23年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 中村英子君

日程第12 認定第2号「平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。



本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 中村英子君

日程第13 認定第3号「平成23年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 中村英子君

日程第14 認定第4号「平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長 中村英子君

日程第15 認定第5号「平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 中村英子君

日程第16 認定第6号「平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 中村英子君

日程第17 認定第7号「平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 中村英子君

日程第18 認定第8号「平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 中村英子君

日程第19 認定第9号「平成23年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり利益の処分を可決することとし、決算を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第9号は原案のとおり可決、認定されました。

○議長 中村英子君

日程第20 発議第3号「原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○1番 松本正美君

ご提案申し上げます。

発議第3号「原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、蟹江町議会議員、菊地久、同じく伊藤俊一、同じく奥田信宏、同じく高阪康彦。

続きまして、朗読をもって意見書(案)とさせていただきます。

原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書(案)。

福島第1原子力発電所が重大な事故を起こしてから1年を迎えようとしているが、事態はいまだ収束のめどが見えない。また、原発周辺で生活する住民が数年に及ぶ長期の避難を余儀なくされ、広範囲に及ぶ農水産物の生産や出荷停止など地域経済に重大な被害を与えている。

福島原発事故が明らかにしたのは、「放射性物質が外部に放出されると、それを抑える手

段は存在せず、空間的にも時間的にもどこまでも広がり地域社会の存続さえも危うくする」

「現在の原発技術は本質的に未完成で危険なもの、使用済み核燃料の処理する方法が全く見つけ出されていない」「こうした危険性を持つ原発を、世界有数の地震国であり津波国である日本に集中立地しているのは危険極まりない」「これまでの政権政党と電力業界が『原発安全神話』にしがみつき、警告を無視し続け重大事故への備えを怠ってきた」などである。

政府に、この重大事故から国民の命と暮らしを守り、未来に向かって希望が持てる日本にしていくために、原発からの速やかに撤退を決断し、老朽化した原発の廃炉など原発縮小に直ちに踏み出すこと、太陽光・熱、風力、水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーへの転換を決断し、それを実行するプランを策定すること、大量生産・大量消費・大量廃棄などエネルギー浪費社会を見直し、低エネルギー社会に向かって国を挙げて取り組むことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣。

以上であります。よろしくお願いいたします。

(1番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○12番 奥田信宏君

これは継続になっておりました、ちょっと日にちが1行目が「1年を迎えようとしている」という文章になっておりますので、この場で、提出者の方に申しわけないんですが、「19カ月」か、あるいはそういうふうに日時の訂正だけを……、送らせていただくのにちょっと疑問がありますので、訂正をしていただけたらありがたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長 中村英子君

ただいま奥田信宏君より文章の一部訂正がご提案ありました。1年が経過ということですが、これを訂正して意見書として取り上げたいというふうなご意見がございましたが、皆さんにお諮りいたしまして、ご異議なければそのように修正をして提出したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、今、ご指摘ありましたところを修正し、意見書として上げさせていただきたいと思っております。

質疑はこれで終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、ただいま奥田議員より一部字句の訂正の申し出がありましたので、字句の訂正をいたしまして、その訂正の後に意見書としていいということで決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第21 発議第4号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○9番 菊地 久君

ご提案申し上げます。

発議第4号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、伊藤俊一、同、奥田信宏、同、高阪康彦、同、松本正美。

1枚めくっていただきたいと思います。

では、朗読させていただきます。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費2分の1助成(愛知方式)」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年以降は一進一退となり、この3年間は、国からの財源措置(国基準単価)さえ下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの

学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、納付金は平均約40万円にものぼっている。そのために、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学をしたり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような状況下で、平成22年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金が実施された。もしこの支援金が、日本一と言われた愛知県の授業料助成制度に加算されれば、私学の父母負担はかなり軽減されたはずである。しかし、県は深刻な財政難を理由に、県独自予算を大幅に縮小し、無償化対象は年収約350万円未満の家庭にとどまっている。とりわけ、乙Ⅰ（年収610万円未満）・乙Ⅱ（年収約840万円未満）では、公立が11万8,800円軽減された一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大幅に広がっている。また、公立高校が無償化された関係で、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれている。

私学も、公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、愛知県下の高校生の3人に1人は私学で学んでいる。私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私格差を是正し、公私両輪体制を充実する強い姿勢が求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

したがって、本町議会は、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財源措置のある「国基準単価」を保障し、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上であります。

(9番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第22 発議第5号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○6番 伊藤俊一君

発議第5号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

賛成者、同、奥田信宏、同、高阪康彦、同、松本正美、同、菊地久でございます。

朗読をもって意見書の案とさせていただきます。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においては、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人あたり約5万円に及ぶ経常費助成(一般)の削減がなされた。その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年以降は一進一退となり、この3年間は国からの財源措置(国基準単価)を下回る状態が続いている。

そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、学納金は平均で約40万円にもものぼっている。そのために、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」が著しく損なわれている。

このような状況下で、平成22年度から「高校無償化」の方針の下、国公立高校のみが無償化されている。私学へも一定の就学支援金が実施されたものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれ、このままでは公立とともに、「公教育」の一翼を必死に担ってきた私学の存在そのものが危うくなる恐れもある。

愛知県下の高校生の3人に1人は私学で学んでおり、私学も、公立と同様に公教育を担う教育機関である。そして私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、本町議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡大を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上であります。よろしく願いいたします。

(6番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)



討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第23 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第56号「蟹江町長等の給料の特例に関する条例の制定について」、議案第57号「平成24年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」をこの際、日程に追加し議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって日程に追加し、議題とすることに決定されました。

○議長 中村英子君

追加日程第24 議案第56号「蟹江町長等の給料の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

追加日程第25 議案第57号「平成24年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○産業建設部長 水野久夫君

先ほど菊地議員から資料の請求がございました、今、議員のお手元に仮設、今回予定しております新しい場所での仮設の自転車置き場の概要の設計図をお配りさせていただきました。同時にご請求をいただきました周辺道路での安全対策等につきましては、時間の都合がございまして、まだ間に合っておりませんので、後日議員のほうにお届けをさせていただきたいと存じます。

少しこの図面についてのご説明をさせていただきますが、今回の仮の自転車置き場でございますが、北側に駐車場という表示がしてございます。その左側、現地では西側でございますが、トヨタレンタリース愛知がございまして、駅の改札口に続いております。

議員のご指摘にもございましたが、北側部分、3号線と申しますが、道幅が決して広い道路ではございませんし、ここが仮置き場になりますと1,000名以上の方が通られるということもございますので、今、この駐車場の中を何とか通ることができないかですとか、別のルート、道路以外のところで何とかできないかというのを検討中でございますので、あわせて申し添えさせていただきます。

それから、今回の補正の提案につきまして、冒頭、次長のほうから追加資料、説明追加資料のご説明をさせていただきましたが、ここの土地が本年の5月に空き地になったという事実をとらえて、私どもも近鉄のほうと交渉を進めてまいりました。二度、三度の交渉の中で、最後には町長のほうにもお出かけをいただきまして、今回この土地をお借りすることができました。この上は、ここの場所で利用者の方の安全を図りながら、約1年間にわたる駐輪場の整備が期間を要しますので、その間の安全対策も含めて、新しい駐輪場開設から仮設駐輪場での安全を含めて対応させていただきたいと思っております。

いろいろご指摘をいただいた中で、私どもの不手際でなかなかお答えができずに非常に申しわけなく思っておりますが、全体としては少しでも皆さんの安全を図りながら事業の進捗に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長 中村英子君

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 山田新太郎君

2番 山田新太郎でございます。

私は、駐輪場、あくまでも有料化ですよ、有料化反対ということで運動していますので、この件を認めますと本体である有料化のほうも賛成というような印象を与えますので、これに対しては反対を申し上げます。

それで、教育振興費のほうは、当然これはもろ手を挙げて賛成いたしますので、この点お間違えないようお願いをいたします。

それともう一つ、有償化についてですけれども、僕としては、改修したり、いいように改修する、これは大賛成で、それに整備が整ったことによって防犯になるという、この趣旨に対しては全く反対はしておりませんので、あくまでも有料化であるということに対して反対ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

理由の1番ですが、この前の議会でも申しましたように、議会が無視されたという非常に私としては不愉快な気持ちがあります。総理大臣の表彰の件について、それから蟹江須成祭りについて、それでこれについて、最近町長が議会を言葉は悪いですけれども無視される行動が重なっておると認識をしまして、これは非常にゆゆしき問題だなという意識があります。

だから、町長は普段、議会も民意を代表して議員になられていると、だから議会と町長は二元制であるということと言われて、その二元制という言葉を知っている限りは、というか二元制の意味そのものですけれども、議会を大切にするという言葉だと思います。ところが最近の町長の行動は、二元制どころか、もうまさしく1人で突っ走っていくわけですから、これは一元制に近くなりつつあると、今後もっともっとひどくなるなという懸念を持っておりますので、あえてこのことについて、まず一つ反対ということでございます。

2番目ですけれども、この前の議会でご説明したように業者の契約内容が非常に——言葉は悪いですよ——専門家の方が見えますので、後で聞いてもらえばわかりますが、白紙委任状に近いわけですね。だから、あのままではもしトラブルがあったときにこちらの言い分は多分聞かないと思います。だから、そういう意味で契約内容を、水野部長、正式な契約のときにはと言っておられるんですが、とりあえずもっと細かく、お互いが腹を割って、将来問題が起きないように、特に専門家がお見えですので、その方のご意見も伺って、トラブルが生じたときの解決策が明文化されているように、ぜひ進めてください。水野部長、よろしく申し上げます。

次に、町長は、おぞましい事件が起きて、だから防犯だという言葉が言われているんですが、これについては詳細は避けますが、覚え書き、確認書を見ていただくと、防犯に向けての条項は1つもないんですね。例えば例で言えば、例えば防犯ということをおられる

ならば、駐輪場は人がいるわけですね、チェック機関として。だから、そういう方が何時から何時までいるとか、こちらの要望を明文化していただく必要があると思います。だから、特に夜について、町内会等もお話しただいて、何時間か知りませんが、それを明文化して、防犯の意識があるということをここに明記していただきたい。

今のままの図面を見ますと、定期の人はロックじゃないところでとめられるんですね。1日使用の人はロック式なんです。だから、定期の人ということは、極端な例ですよ、月の初めにチェックすれば済むことですよね。ロック式というのは、今、いろんな駐車場ではやっていますが、車とめれば自然とロックがされる。お金入れたら解除されるわけですから、極端なこと言えばこれは人が要らないわけです。だから、この駐輪場は無人でも運営ができる状況に今なっているんですね。

だから私は、あえて今のことを明文化していただかないと、最終的にはこれ丸投げされているので、何も反論できないような今条項になっているので、あえてそれをつけ加えていただきたいので、人数、本文に書いてくださいよ、本文。今で言えば確認書ですね、あそこに何時から何時まで何名常駐されるというようなことを確実に明記してください。それが無い限りはだれもおらへんがとなったときに文句言えませんよ。それをよく理解してくださいね。

次に、4点目ですけれども、私は、費用、建設費用について非常に疑問を持っているわけですね。この前ちょっと聞かせていただいたんですが、とりあえず総工費2億2,000万円だということです。蟹江中学校の駐輪場を念のために聞きましたら、298台ですか、約300台で1,280万円という工事結果の費用があるんですね。だけれども、これは概算ですので多少は前後するんですが、1,280万円、300台で現蟹江中学校の駐輪場だったらできるわけです。その約1,500台とめる予定ですので5倍をしますと6,400万円になるんですね。今、蟹江中学校の横にある駐輪場と同じものをつくと6,400万円です。

オートロックが私、1台幾らなのかわかりませんので、それで値段が変わってきますが、単純に、例えば2万円だという判断をしますと、自動ロック283台になっておるんですが——これ2万円かどうか私わかりません、例えばの話です——2万円を計算しますと約300台ですのでオートロックだけで600万円要るわけですね。そうすると、建築費6,400万円、オートロック600万円、約7,000万円です。これを7,000円でいくと、文句も出るでしょうから、8,000万円あれば多分今オートロックつきの、この図面上のオートロックつきの蟹江中学校とほぼ同じものができるのでだれでもわかりますよ。約800万円。

それで、念のために年利、2億円を今3%で借りたとしますね、そうすると25年の均等割をしますと、まず2億8,452万6,900円、利子含めてこれだけの額を返還する必要があるわけです。25年でね。それを、2億8,452万6,900円を25で割りますと年に1,138万1,076円を払う必要があるわけです。別にこれは今、2億2,000万円だと言っておられるので、とりあえずこういうことを申しておるわけですから、先ほどの——例ですので——7,000万円を換

算しますと、返還額は9,958万4,415円です。それを返還すると、25年、年では398万3,376円です。これはあくまで仮ですので、だから今回はすべて含んで1億円借りたとしますね。すべて含んで、700万円で計算すればもっともっと安くなるので、ちょっとこれは避けさせていただくんですが、それでないと水野部長が怒りますのでかわいそうですから、だから1億円かかったという感覚でいきますと、年で569万538円返せばいいんですね。そうすると月に割りますと47万4,211円なんですね。それを毎月返していけば、とりあえず1億円は返せるんです。

それで人件費ですけれども、この前質問しましたら、約3人であそこで300万円という言葉をいただいておりますので、夜間も含めて500万円と、これも概算ですのでご理解いただきたいんですが、夜間1人いたとして、本当はもっと、昼間も1人でいいんですよ。だけれども、夜間を入れたとして500万円という予算を例えば組んだとしますね。そうすると人件費、月に41万6,666円なんですね。両方と足しますと47万4,211円と41万6,661円、89万877円になるんです、経費がね。これを89万というとまた語弊があるので文句があるといけません、100万にしましょう。月に100万あれば運営できるわけですね。

それで今、駐輪場2,000円と1,500円の予定ですので、真ん中とると1,750円、これは当然いろいろな計算の仕方があります。一応1,750円で計算します。1,750円で1,400台という計算をさせていただくと、月収は245万円なんですね。245万円から先ほどの利益を引くと145万円の純利益が月に発生します。月です。あくまでも1億円の場合ですよ。それを12倍すると年に1,740万円の利益が生まれます。それで、それを25年ですから、約4億3,500万円の利益が生まれるわけです。

だから、こういうことを加味していただいて、例えばトヨタ自動車ですと協力会社さんが10円なら10円と持ってみえるんですね。その10円に対してどのようにその10円が成り立っているかを全部もうこちらで資料持っているんですね。だから一個一個チェックして、これは高いよということを指摘されるんです。

だから、今回私が言いたいのは、単純に蟹江中学校の体育館の横で計算していくと今のよう額になっていきますので、悪いですけれども、年間1,740万円ももうかるというのはおかしいと思うんですね。だから、私は、有料、確かに反対です。でも、進んでいっている方向が私の力ではもうひよっとしたら及ばないかもしれません。私は私なりに一生懸命有料化反対をさせていただくんですが、私はここで、あえてもう、いろんなところ進んでいますので、今のような資料を提示して、2億2,000万円高いんじゃないかと。だから、それから逆算すると、賃料ですね、貸す代金、これの減額の交渉をぜひしていただきたい、ぜひ。だから2,000円を例えば1,500円、高校生ですか、1,000円、これでも十分利益がありますよ。そういう努力をしていただいたら、これが町の職員の本当の仕事だと私は思います。

菊地さんも先ほど言われましたように丸投げをすれば確かに楽ですよ。これから生ずるで

あろう問題もすべてそこにかずけてしまえば楽でしょう。だけれども、あえてこれを蟹江町が有料化して近鉄の前で有料化したら、これが愛知県、名鉄、近鉄の沿線の町村に必ず広がります。その模範になることを肝に銘じていただいて、金のどうも無料は難しいかもしれませんが、私なりに一生懸命頑張りますけれども、もし有料にどうしてもせざるを得ないのなら、せめて賃料を下げたあげの努力をしてください。ちょこっとでも下がれば、町民の方もご理解できますし、私も町民の方にご説明ができます。今のままでは、何だ、町、言われ放題か、そうやって言われても、私も何も言えないんですね。

ということで、私は、このあくまでも駐輪場のほうの171万円、本体についての反対がありますので、涙をのんでこの駐輪場を借りることに対して反対の意見とさせていただきます。

それで、賛成・反対のときには、私、退場させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 中村英子君

次に、賛成討論の発言を許します。

○4番 高阪康彦君

清新、高阪康彦でございます。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳出の補正は平成24年10月から平成25年3月までの近鉄の蟹江駅仮設自転車駐車場の借上料と蟹江中学校が東海マーチングコンテストへ出場するのに必要な選手派遣補助金の金額238万5,000円でございます。

これらの補正予算の提案は、借上料については自転車駐車場が完成するまでの仮設自転車駐車場を確保するためには必要な補正であり、また、選手派遣費用についても必要であると考えますので、この案に賛成をいたします。

○議長 中村英子君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

議案第57号「平成24年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

これで、本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成24年第3回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時36分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

中村英子

10番 議員

佐藤 茂

12番 議員

奥田信宏